

「リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査」の結果に基づく通知に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要



背景と目的

【通知先】経済産業省、環境省 【通知日】令和7年6月25日 【回答日】令和8年8月19日（経済産業省）
令和8年8月10日（環境省）

- ◇ 市区町村が回収するごみに混入したリチウムイオン電池（LIB：Lithium-Ion Battery）による廃棄物処理施設等の火災が増加
- ◇ 製造事業者等は、資源法※¹に基づき、LIB等※²の使用製品のうち、資源法施行令※³で定める29品目の部品として使用するLIB等の自主回収・再資源化の責務あり。また、LIB等の使用製品自体の自主回収・再資源化が求められる「指定再資源化製品」は、パソコン及び密閉形蓄電池の2品目
- ◇ 市区町村は、廃掃法※⁴に基づき、住民が排出したLIB等の統括的な処理責任あり

※1 資源の有効な利用の促進に関する法律、※2 LIB、ニカド電池及びニッケル水素電池、※3 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令、※4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

調査の結果、経済産業省及び環境省に対し、以下の事項等を通知

- 市区町村におけるLIB等及びその使用製品の適切な回収・処分を推進するため、回収に当たっての課題ごとの解消策、回収したLIB等の安全な保管方法等について情報提供【環境省】
- LIB等を再資源化できる処分事業者の育成・拡大【環境省】
- 製造事業者等の自主回収対象品目の追加等【経済産業省】



改善措置

- 市区町村における分別収集や処理体制の構築に伴う費用負担などの課題に対し、複数市区町村が連携した広域回収のモデル事業の実証結果や業界団体等の知見などを説明会や対策集等を通じて情報提供【環境省】
- 再資源化事業者の育成・拡大を図るため、再資源化に係る設備導入等を支援するための予算を措置【環境省】
- 資源法施行令を改正し、「電源装置」（モバイルバッテリー）、「携帯電話用装置」（スマートフォン等）及び「加熱式たばこデバイス」の3品目を「指定再資源化製品」に追加（令和8年4月1日施行）【経済産業省】

市区町村におけるリチウムイオン電池等の回収の状況

制度の概要

- ◇ LIB等の使用製品のうち、資源法施行令で定める29品目の部品として使用するLIB等は、資源法上、製造事業者等に自主回収・再資源化の責務がある一方、住民から一般廃棄物として排出された場合は、市区町村に廃掃法上の処理責任あり
- ◇ 環境省は、家庭ごみの標準的な回収方法等を示したシステム指針※¹を令和7年3月に改訂し、LIB等を一つの分別収集区分として設定
- ◇ 市区町村は、JBRC ※²に一般廃棄物の排出者登録を行うことにより、破損・膨張品等を除き、定日回収や拠点回収したLIB等をJBRCに引き渡すことが可能

※1 市区町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針、※2 一般社団法人JBRC（Japan Portable Rechargeable Battery Recycling Center）

当省の意見

LIB等及びその使用製品の回収推進のため、市区町村に対し、以下について情報提供すること。

【環境省】

資源法における製造事業者等の自主回収の責務がある中、市区町村における回収体制構築の意義、課題等を整理した上で、その解消方策

【経済産業省】

環境省の協力を得て、資源法改正の動向やJBRCなど資源法に基づく製造事業者等の回収・再資源化の取組状況

改善措置状況

【環境省】

- 市区町村における**分別収集や処理体制の構築に伴う費用負担などの課題**に対し、複数市区町村が連携した**広域回収のモデル事業の実証結果や業界団体等の知見などを情報提供**
- 市区町村が実施するLIB等及びその使用製品の**分別収集及び適正処理に要する経費について、令和8年度から普通交付税措置**を実施

【経済産業省】

- **環境省主催の説明会において、以下について情報提供**
 - ・ 資源法改正による原材料等の再資源化促進に向けた**廃掃法特例制度**（適正処理の遵守を前提に業許可不要）の創設
 - ・ **JBRCによる協力販売店や市区町村等を回収拠点としたLIB等の回収・再資源化の取組**

市区町村におけるリチウムイオン電池等の処理の状況

制度の概要

- ◇ 環境省は、最終的な処理過程の例として、LIB製品を事業者引き渡しとして、JBRCをはじめ回収先を周知。特に、JBRCの回収対象外の電池一体型製品、発熱・発火する危険性があるLIB等の破損・膨張品などの引渡先について、処分事業者12社を公開・周知（令和6年4月）
- ◇ 環境省は、システム指針を令和7年3月に改訂し、回収したLIBの保管、循環的利用及び適正処分の方法を明示

当省の意見

【環境省】

市区町村におけるLIB等の適正な処分推進のため、

- 市区町村に対し、LIB等の安全な保管方法、処分事業者について情報提供すること。
- LIB等を再資源化できる処分事業者を育成・拡大すること。
- 破損・膨張品についても、現状の処分方法等を収集し、適切な処分事例等を情報提供するとともに、経済産業省とも連携して安全な処分策を検討すること。

改善措置状況

- **令和8年度内をめどに、JBRCの回収対象外製品等を処分できる事業者を含む「リチウムイオン蓄電池処理事業者リスト」を更新予定**
- 再資源化事業者の育成・拡大を図るため、**再資源化に係る設備導入等を支援するための予算を措置**
- 経済産業省とも連携して実施した**説明会において、膨張・変形したLIB等の処理が可能な事業者の取組を紹介**
また、令和7年12月に、経済産業省をはじめとする関係省庁と取りまとめた「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づき、今後、膨張・変形したLIB等の回収事例の公表や、適正処理の方針を策定予定

不燃ごみ等に混入したリチウムイオン電池等の状況、回収量・処分量の全国推計

制度の概要

- ◇ 製造事業者等は、資源法に基づき、資源法施行令で定める29品目の部品として使用するLIB等の自主回収・再資源化、環境配慮設計（電池の取り外しやすさ等）やリサイクルマーク等の表示の責務あり
- ◇ LIB等使用製品自体の自主回収・再資源化が求められる「指定再資源化製品」は、従来、パソコン及び密閉形蓄電池の2品目のみが指定
- ◇ 循環型社会の構築に当たり、どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかという「ものの流れ」（マテリアルフロー）を的確に把握する必要があるが、これまでのマテリアルフローの推計は限定的

当省の意見

【経済産業省】

製造事業者等の自主回収対象品目（指定再資源化製品）の追加（ごみへの混入が多い加熱式たばこ等）、自主回収の責務の履行推進のため、継続して検討を進めている制度見直し及びその周知を行うこと。

改善措置状況

- 資源法施行令を改正し、「電源装置」（モバイルバッテリー）、「携帯電話用装置」（スマートフォン等）及び「加熱式たばこデバイス」の3品目を「指定再資源化製品」に追加（令和8年4月1日施行）
- リサイクルしやすい易解体設計や表示の責務については、製品の回収や設計に係る取組状況を定期的に経過観察するなど引き続き検証・検討

当省の意見

【環境省】

当省の推計も参考に、市区町村の負担にも配慮しつつ、LIB及びその使用製品の住民による排出の実態解明を推進すること。

改善措置状況

- **市区町村におけるLIB及びその使用製品の排出の実態を把握するため、全市区町村を対象にした「一般廃棄物処理実態調査」の分析等を基に回収量ベースの排出量の推計を実施**
- 令和8年度にLIB及びその使用製品の流通状況の調査を実施し、より精緻な排出量の推計を行う予定

リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査 の結果に基づく通知に対する改善措置状況（１回目のフォローアップ）

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和6年5月～7年6月
- 2 対象機関 調査対象機関：経済産業省、環境省
関連調査等対象機関：市区町村（1,558）、関係団体等（15）

【通知日及び通知先】 令和7年6月25日 経済産業省、環境省

【回答年月日】 令和8年8月19日 経済産業省
令和8年8月10日 環境省 ※改善状況はそれぞれ回答日現在

【調査の背景事情】

- リチウムイオン電池等（リチウムイオン電池、ニカド電池及びニッケル水素電池をいう。以下同じ。）を使用した製品の増加・多様化に伴い、市区町村が回収する不燃ごみ等に混入したリチウムイオン電池等に起因した火災事故等が発生しており、ごみ処理が滞ることによる社会生活への影響やごみを処理する体制そのものへの影響が懸念されている。
- リチウムイオン電池等は、資源循環の観点から、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源法」という。）に基づき、製造事業者・輸入販売事業者（以下「製造事業者等」という。）に自主回収・再資源化の責務が課されている。また、リチウムイオン電池等を部品として使用する製品のうち、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号。以下「資源法施行令」という。）で定める29品目に含まれるリチウムイオン電池等についても同様に製造事業者等に自主回収・再資源化の責務が課されている。一方、リチウムイオン電池等について、国による製造事業者等が行っている自主回収や再資源化の取組の状況把握や、市区町村による危険ごみ等としての回収の実施は一部にとどまっており、回収・再資源化の状況についての全体像は必ずしも明らかになっていない。
- 本調査は、このような状況を踏まえ、関係機関によるリチウムイオン電池等の回収・処理等の取組実態を明らかにし、市区町村におけるリチウムイオン電池等に起因した火災事故等の減少及びリチウムイオン電池等の再資源化の推進を図る観点から、市区町村等における火災事故等の発生状況、リチウムイオン電池等の排出の周知・回収・処理等の取組実態を調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

通知事項等	経済産業省及び環境省が講じた改善措置状況
1 市区町村におけるリチウムイオン電池等の回収の状況 (通知要旨) 市区町村によるリチウムイオン電池等やその使用製品の回収を推進する観点から、市区町村に対して、 ① 環境省は、資源法における製造事業者等の自主回収の責務がある中での、市区町村における回収体制構築の意義、市区町村がリチウムイオン電池等の回収・処分に当たっての課題等を整理した上で、その解消方策、 ② 経済産業省は、環境省の協力を得て、資源法改正の動向や JBRC など資源法に基づく製造事業者等の回収・再資源化の取組状況、を情報提供し、市区町村の地域特性を踏まえながら、リチウムイオン電池等の回収を実施することについて、技術的助言を行う必要がある。 (説明) 《制度の概要》 ○ リチウムイオン電池等は、資源循環の観点からも、資源法に基づき、製造事業者等に自主回収・再資源化の責務が課されている。また、リチウムイオン電池等を部品として使用する製品のうち、資源法施行令で定める 29 品目に含まれるリチウムイオン電池等についても同様に製造事業者等に自主回収・再資源化の責務が課されている。他方、製造事業者等により自主回収されず、住民から廃棄物として排出された場合、一般廃棄物として市区町村の統括的な責任の下、処理が行われる。 ○ 環境省は、家庭ごみの標準的な回収方法等を示した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成 19 年 6 月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課。以下「システム指針」	【環境省】 → リチウムイオン電池等及びその使用製品に起因する火災事故等が増加しており、廃棄物処理施設等にも被害が生じている。このため、市区町村が定める一般廃棄物処理計画に基づき、市区町村の責任の下でその処理を行わなければならないものであり、家庭から排出される全てのリチウムイオン電池等及びその使用製品についても安全な回収を含む処理体制を構築していく必要がある。そのための課題として、市区町村における分別収集や処理体制の構築に伴う費用負担などがあり、これらの解消方策として、総務省からの通知を踏まえ、以下の取組を行った。 i) リチウムイオン電池等及びその使用製品の適正処理に関する有識者や業界団体等の知見などについて、全市区町村を対象とした「リチウム蓄電池等の適正処理に関するオンライン説明会」(令和 7 年 9 月 1 日開催。以下「オンライン説明会」という。)や「資源循環自治体フォーラム」(令和 7 年 9 月から 8 年 2 月までに 7 都市で開催。うち 4 都市でリチウムイオン電池等に関する対策をテーマとするセッションを開催)において情報提供した。複数市区町村が連携した広域回収のモデル事業については、「市町村におけるリチウムイオン電池等の適正処理に関する方針と対策集」(令和 8 年 3 月 24 日環境省環境再生・資源循環局。なお、同対策集は、以前は、「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」などという名称であった。以下、これらを「リチウム蓄電池等対策集」という。)を通じて情報提供した。 ii) 市区町村が実施するリチウムイオン電池等及びその使用製品の分別収集及び適正処理に要する経費について、令和 8 年度から普通交付税措置を講じることとし、自治体に事務連絡を発出して技術的助

通知事項等	経済産業省及び環境省が講じた改善措置状況
という。)を令和7年3月に改訂し、市区町村における標準的な回収方法として、リチウム蓄電池等を一つの分別収集区分として設定し、住民にとって利便性が高い分別収集(ステーション・戸別)を行うこととした。その内容は、製造事業者等が自主回収を行っていないリチウム蓄電池及び膨張・変形したリチウム蓄電池の排出方法を明示すること、分別収集(ステーション・戸別)と拠点回収を併用し、住民の利便性を更に高めることなどとされている。 ○ リチウムイオン電池等及びモバイルバッテリーの回収・処分に当たっては、一般社団法人JBRC(Japan Portable Rechargeable Battery Recycling Center。以下「JBRC」という。)に一般廃棄物の排出者登録をした市区町村(JBRC協力自治体)が、定日回収(注)や拠点回収したものをJBRCに引き渡すことができる。ただし、i)会員外の企業や製造事業者等が不明な製品、ii)使用製品から電池を取り外せない製品(モバイルバッテリーを除く。)及びiii)破損・膨張品等の異常のある電池や外装がフィルム状の電池は、いずれもJBRCの回収対象外となっている。特に、iii)の破損・膨張品については、発火リスクが高いといわれ、JBRCでは安全が確保できず、運搬中に火災事故等を引き起こすおそれがあり、万全な火災事故等対策を施した上で運搬するには高いコストがかかり現実的ではないため回収していないとしている。 (注)定日回収とは、「危険ごみ」等のごみの収集区分を設け、ごみ集積所(ごみステーション)等に市区町村等が定期的に回収しに行く方法である。 《調査結果》 ○ 調査対象50市における意見等では、リチウムイオン電池等は「製造事業者等が回収すべきである」が31市(62.0%)でみられ、そのうち、「市	言を行った。 引き続き、市区町村におけるリチウムイオン電池等及びその使用製品の回収体制の実態を把握するためのフォローアップ調査や実証事業を通して、リチウムイオン電池等及びその使用製品の回収・処分に当たっての現在の課題等の整理、事業者との処理体制構築や処理の効率化について検証を行っていく予定である。 【経済産業省】 → 環境省が主催するオンライン説明会において、市区町村に向けて改正資源法等の動向に関する説明を以下のとおり実施した。 i) 改正資源法における「GX(グリーン・トランスフォーメーション)に必要な原材料等の再資源化の促進」として高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対する廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の特例(適正処理の遵守を前提として業許可不要)を付与する制度の創設 ii) 資源法施行令を改正し、「電源装置」(モバイルバッテリー)、「携帯電話用装置」(スマートフォン等)及び「加熱式たばこデバイス」の3品目を自主回収・再資源化が求められる「指定再資源化製品」に追加(詳細は、項目3参照) また、オンライン説明会では、JBRCからも市区町村に対して、電器店やスーパーマーケットなどの協力販売店(約7,000か所)や市区町村(約1,300市区町村)などを回収拠点としてリチウムイオン電池等の回収・再資源化を実施している取組について情報提供した。

通知事項等	経済産業省及び環境省が講じた改善措置状況
区町村が回収を実施する必要がある等」が8市（16.0%）でみられ、例えばリチウムイオン電池等を条例で定める禁止排出物とし回収しないとする市もみられた。また、これら8市の中には、「市区町村が回収を実施する必要がある等」の考え方の下、リチウムイオン電池等の回収は限定的である市がある一方、回収に向けた取組を行っている市もみられた。 ○ 回収が限定的な状況である市においても、「処分事業者の確保が困難である」、「財政的負担が予想されるため」など、回収等に係る具体的な課題を認識している。これら回収等に係る課題は、定日回収を実施していない市がその主な理由としていた財政的負担などと同様であり、一部の市では工夫している取組により当該課題を解消している事例もみられた。 ○ 調査対象50市のうち、JBRCの制度（回収する仕組み）を詳しく知らなかったという市も2市みられた。 詳細は結果報告書 p 43 参照 https://www.soumu.go.jp/main_content/001016982.pdf#page=47	
2 市区町村におけるリチウムイオン電池等の処理の状況 （通知要旨） 環境省は、市区町村におけるリチウムイオン電池等の適正な処分を推進する観点から、市区町村に対し、①リチウムイオン電池等の安全かつ適切な保管方法及び②市区町村が処理に苦慮している JBRC の回収対象外製品等を処分できる処分事業者の情報提供などの技術的助言を行うとともに、リチウムイオン電池等を再資源化できる処分事業者を育成・拡大する必要がある。	【環境省】 → 市区町村が処理に苦慮している JBRC の回収対象外製品等を処分できる事業者の情報提供については、令和8年度内をめどに改めてこれらの事業者を含む「リチウムイオン蓄電池処理事業者リスト」の更新を実施する予定である。 あわせて、再資源化事業者の育成・拡大を図るため、再資源化に係る設

通知事項等	経済産業省及び環境省が講じた改善措置状況
また、環境省は、市区町村が処分に苦慮しているリチウムイオン電池等の破損・膨張品についても、現状の処分方法等を更に収集した上で、その適切な処分に係る情報提供などの技術的助言を行う必要がある。そのため、経済産業省とも連携して、破損・膨張品の安全な回収・処分方策について、継続的に検討する必要がある。 (説明) 《制度の概要》 ○ リチウム蓄電池等対策集（令和５年度版）では、リチウム蓄電池を取り外すことができない小型家電や JBRC が回収対象としないリチウム蓄電池について、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）の認定事業者などによる回収方法の例が紹介されている。 ○ 令和 6 年 4 月、環境省は、同省ウェブサイトで自治体向けに、12 社の処分事業者の情報を記載した「リチウム蓄電池等リサイクラーリスト」（以下「リサイクラーリスト」という。）を公開している。 ○ 環境省は、令和 7 年 3 月に、システム指針を改訂し、市区町村に対し、回収したリチウム蓄電池の保管、循環的利用及び適正処分の方法について示している。保管方法については、雨風による影響を受けない屋内に保管すること、膨張・変形したリチウム蓄電池は耐火性の容器に保管することなどを示しており、循環的利用及び適正処分の方法については、再資源化事業者、小型家電リサイクル法の認定事業者等を通じて、国内の適正処理が可能な事業者へ引き渡すことなどを示している。	備導入や技術実証等への支援のための予算（令和 7 年度補正予算：約 31 億円の内数、8 年度予算：約 379 億円の内数）を措置している。資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和 6 年法律第 41 号）が令和 7 年 11 月に全面施行され、廃棄物の種類ごとに合理的な処理や施設基準を設定できる高度分離・回収事業等の大臣認定の制度を開始した。同法により、同事業の対象としてリチウムイオン電池等を指定しており、これらの制度等を通して着実な施行を進めていく。 一方、経済産業省とも連携して実施したオンライン説明会において、膨張・変形したリチウムイオン電池等の処理が可能な事業者から取組の紹介を行った。また、膨張・変形したリチウムイオン電池等の回収・処分方策については、令和 7 年度は、処理が可能な事業者等へのヒアリングを行い実態把握した。 さらに、令和 7 年 12 月に、経済産業省をはじめとする関係省庁と取りまとめた「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」の具体的施策に、膨張・変形したリチウムイオン電池等の適正処理の方針策定を位置付けた。令和 8 年度以降に、膨張・変形したリチウムイオン電池等の回収を既に始めている市区町村の事例を公表するとともに、方針案策定に向けて、安全かつ適切な回収・保管・処分方法に関する調査・検討を行う予定である。

通知事項等	経済産業省及び環境省が講じた改善措置状況
《調査結果》 ○ 調査対象 50 市のうち、市区町村が回収したリチウムイオン電池等について、再資源化につながらないと考えられる処分（埋立て・焼却・ストック）をしている市が 23 市（46.0%）みられ、その理由は、「適切な処分事業者が見当たらない等」が 17 市（73.9%）で最も多かった。 ○ 本調査においては、統計調査を実施し、リチウムイオン電池等の回収・処分の実施状況について調査を実施した。その際、当該統計調査と同時に、全 1,741 市区町村からリチウムイオン電池等及びその使用製品の回収・処分について、火災事故等の防止対策や再資源化の対応に当たり負担や支障となっている点について意見を聴取した（任意記載）。その結果、計 177 市区町村から意見の提出があった。177 市区町村においては、環境省が示したリサイクラーリストの処分事業者から、「液漏れ・破裂・膨張の受入れは不可」、「一般廃棄物処理業の許可を持っておらず、有価でも対応できない」等の意見がみられるなど、適合する処分事業者がほとんどいないという市区町村もあった。 ○ 調査対象 50 市のうち、リチウムイオン電池等を廃棄せずにストックしている 12 市の中には、保管施設の現場から火災事故等の発生の懸念や精神的負担があるとする意見とともに、保管状況も数年に及ぶなど適切とはいえない実態がみられた。177 市区町村からの意見においても、安全な保管方法の情報提供を求める意見がみられた。 ○ 特に、破損・膨張品については、「適切な処分事業者が見当たらない」、「安全な保管方法の情報提供を求める」等の意見がみられ、調査対象市の中には、処分先が見当たらず、発火リスクがあることから焼却している市	

通知事項等	経済産業省及び環境省が講じた改善措置状況
もみられた。破損・膨張品は、統計調査結果では、ストックしている市区町村が多く、例えばリチウムイオン電池等が破損・膨張しているモバイルバッテリーについては 95 市区町村であった。発火リスクが高いといわれる破損・膨張品は、処分先がないため、市区町村の施設にストックする量が年々増加する可能性があり、火災発生等の重大な結果を招くおそれがある。 詳細は結果報告書 p 71 参照 https://www.soumu.go.jp/main_content/001016982.pdf#page=75	
3 不燃ごみ等に混入したリチウムイオン電池等の状況 (通知要旨) 経済産業省は、製造事業者等の自主回収等の対象となる指定再資源化製品に、組成分析調査結果により判明した市区町村が回収する不燃ごみ等に混入が多い品目である加熱式たばこなどを追加するとともに、製造事業者等による自主回収の責務などの履行の更なる推進のために、現在、継続して検討している制度見直し及びその周知を行う必要がある。 (説明) 《制度の概要》 ○ リチウムイオン電池等使用製品自体の自主回収・再資源化が求められる 「指定再資源化製品」は、パーソナルコンピュータ、密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池をいう。）の 2 品目のみが指定されている。 ○ リチウムイオン電池等は指定表示製品として、リチウムイオン電池等使	【経済産業省】 → 総務省の「リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査」や環境省の「一般廃棄物処理実態調査」の結果等を踏まえ、産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会（第 11 回（令和 7 年 6 月 26 日開催）・第 12 回（7 年 8 月 12 日開催））及び指定再資源化製品ワーキンググループ（第 1 回（7 年 7 月 30 日開催））において、製品自体の自主回収・再資源化が求められる「指定再資源化製品」へ新たに追加する製品に係る業界ヒアリング・検討を行い、「電源装置」（モバイルバッテリー）、「携帯電話用装置」（スマートフォン等）及び「加熱式たばこデバイス」の 3 品目の追加指定について決定し、資源法施行令の改正（7 年 12 月 12 日公布）等を行い、8 年 4 月 1 日に施行した。 また、その他のリチウムイオン電池等使用製品については、産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会（第 12 回（令和 7 年 8 月 12 日開催））において、リサイクル現場等における火災事故の原

通知事項等	経済産業省及び環境省が講じた改善措置状況
用製品は指定再利用促進製品として分別回収をするために、それぞれにリサイクルマーク等の表示の責務が課されており、密閉形蓄電池の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成5年通商産業省令第33号）及び電源装置等の製造の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成5年通商産業省令第34号）において、その判断の基準等が定められている。 《調査結果》 ○ 自主回収・再資源化の責務に関しては、不燃ごみ等に混入していたリチウムイオン電池及びその使用製品は、資源法対象品目が約6割混入している状況がみられた。混入が多い品目は、リチウムイオン電池単体、加熱式たばこ、携帯電話、電気かみそり、電気掃除機などであり、資源法対象外品目も多く混入している状況がみられた。 ○ リチウムイオン電池を取り外して、リサイクルしやすい易解体設計等の環境配慮設計の責務に関しては、不燃ごみ等に混入していたリチウムイオン電池使用製品（リチウムイオン電池単体を除く2,301製品）の約9割（資源法対象品目では約8割）が取り外しに工具が必要な製品及び取り外しが不可能な電池一体型製品である状況がみられた。混入が多い品目の取り外しやすさの状況をみると、携帯電話のみが取り外しが容易な製品が多かった一方、加熱式たばこ、電気かみそり、電気掃除機などには取り外しが困難及び不可能な製品が多くみられた。 ○ 分別回収するための表示の責務に関しては、不燃ごみ等に混入していたリチウムイオン電池及びその使用製品の約5割（資源法対象品目でも約5割）が一部の表示はあるが不十分なものと及び表示がないものである状況が	因調査の結果等を踏まえつつ、製品の流通実態の把握等を行い、指定に係る検討を行うこととしたところである。 なお、リサイクルしやすい易解体設計の責務については、製造事業者等によるリチウムイオン電池等の取り外しを行うための易解体設計の現状や今後の取組等を各業界団体に令和7年7月にヒアリングするとともに、易解体設計に取り組んでいる製品については、産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会（第12回（7年8月12日開催））において、その回収の促進や易解体設計の追求に係る取組状況等を定期的に経過観察し、その状況等を踏まえつつ、自主回収・再資源化の対象品目への追加指定の必要性を引き続き検証することとした。また、表示の責務については、産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会指定再資源化製品ワーキンググループ（第2回（令和7年12月23日開催））において、「表示義務の要否」を検討テーマとして議論を行ったところであり、引き続き検討していく予定である。

通知事項等	経済産業省及び環境省が講じた改善措置状況
みられた。混入が多い品目のリサイクルマークの表示の状況をみると、リチウムイオン電池単体、電源装置及び電気かみそりには表示がある製品が多かった一方、加熱式たばこ及び携帯電話には一部の表示はあるが不十分なもの及び表示がないものである製品が多くみられた。 詳細は結果報告書 p 108 参照 https://www.soumu.go.jp/main_content/001016982.pdf#page=112)	
4 リチウムイオン電池等の回収施策の効果及び回収量・処分量の全国推計（通知要旨） 環境省は、当省の推計も参考に、市区町村の負担にも配慮しつつ、市区町村におけるリチウムイオン電池及びその使用製品の住民による排出の実態解明を推進する必要がある。 （説明） 《制度の概要》 ○ 環境省によると、循環型社会を構築するためには、どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかという「ものの流れ」（以下「マテリアルフロー」という。）を的確に把握することで、廃棄物等の発生抑制や循環利用の促進につながるとしている。しかしながら、我が国におけるリチウムイオン電池の国内市場投入量、住民等による排出量、自治体等による回収・処分の状況など、マテリアルフローの全体については明らかになっていない。 《分析結果》 ○ 本調査において、定日回収の実施状況と不燃ごみ等への混入状況を把握した6品目（リチウムイオン電池等、モバイルバッテリー、電気かみそり、	【環境省】 → 令和7年度は、市区町村におけるリチウムイオン電池及びその使用製品の排出の実態を把握するため、全市区町村を対象にした「一般廃棄物処理実態調査」（令和6年度実施）の分析や分別回収を実施している6市へのヒアリング調査を行い、その結果を基に回収量ベースの排出量推計を実施した。 一方で、排出実態をより精緻に把握するためには、リチウムイオン電池及びその使用製品の流通状況の調査が更に必要であることが明らかになったため、令和8年度に、流通状況等の調査を実施し、より精緻な排出量の推計を行う予定である。

通知事項等	経済産業省及び環境省が講じた改善措置状況
コードレス掃除機、加熱式たばこ、ワイヤレスイヤホン) について、定日回収の有無別に不燃ごみへの混入量を比較すると、多くの品目について、定日回収を実施している市の方が実施していない市に比べて混入が少ない傾向となっている。 ○ これら 6 品目の定日回収による不燃ごみへの混入量の抑制効果について総務省が試算すると、リチウムイオン電池等の定日回収により、一人当たりのリチウムイオン電池等単体の混入量を 1.91g/人減少させる効果、すなわちリチウムイオン電池等及びその使用製品全体の 1 割程度 (13.4%) に相当する混入抑制効果が示唆された。 また、コードレス掃除機については、全混入量の 1 割程度 (10.6%) の抑制効果が示唆された一方で、電気かみそりについては、定日回収の効果は確認できなかった。このように、定日回収による混入抑制効果は品目によって異なる上、定日回収単独で混入の大半を抑制できるほど効果が大きいとはいえないことがうかがえた。 ○ JBRC 回収ボックスの設置や、JBRC の回収の利用案内等に関する内容の周知についても、回帰分析の結果から、不燃ごみへの混入抑制効果が示唆された。これらのことから、定日回収のみならず、事業者による回収及びその周知・啓発といった取組についても、より一層推進し、消費者に対してより多くの適切な排出ルートを示す重要性が示唆された。 詳細は結果報告書 p 142 参照 https://www.soumu.go.jp/main_content/001016982.pdf#page=146)	